

# 令和6年度熊谷市立吉岡中学校

## 生徒指導マニュアル(いじめ防止対策基本方針)

### 生徒指導心得

◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。
- ・徹底して「かまって」あげます。
- ・いざという時、全員で動きます。
- ・1秒でも早く、プロの手に渡します。



### 学校教育目標

確かな学力を身に付け 心豊かなたくましい生徒の育成

### 目指す生徒像

一、よく学ぶ生徒 一、心豊かな生徒 一、健康でたくましい生徒

### 目指す学校

大志にいどみ 希望を燃やす 生徒と教師

- ・素人にもわかる授業を行い、生徒一人ひとりの学力を伸ばす学校(知・体)
- ・生徒の権利を尊重し、自己肯定感を高めさせる学校(徳)

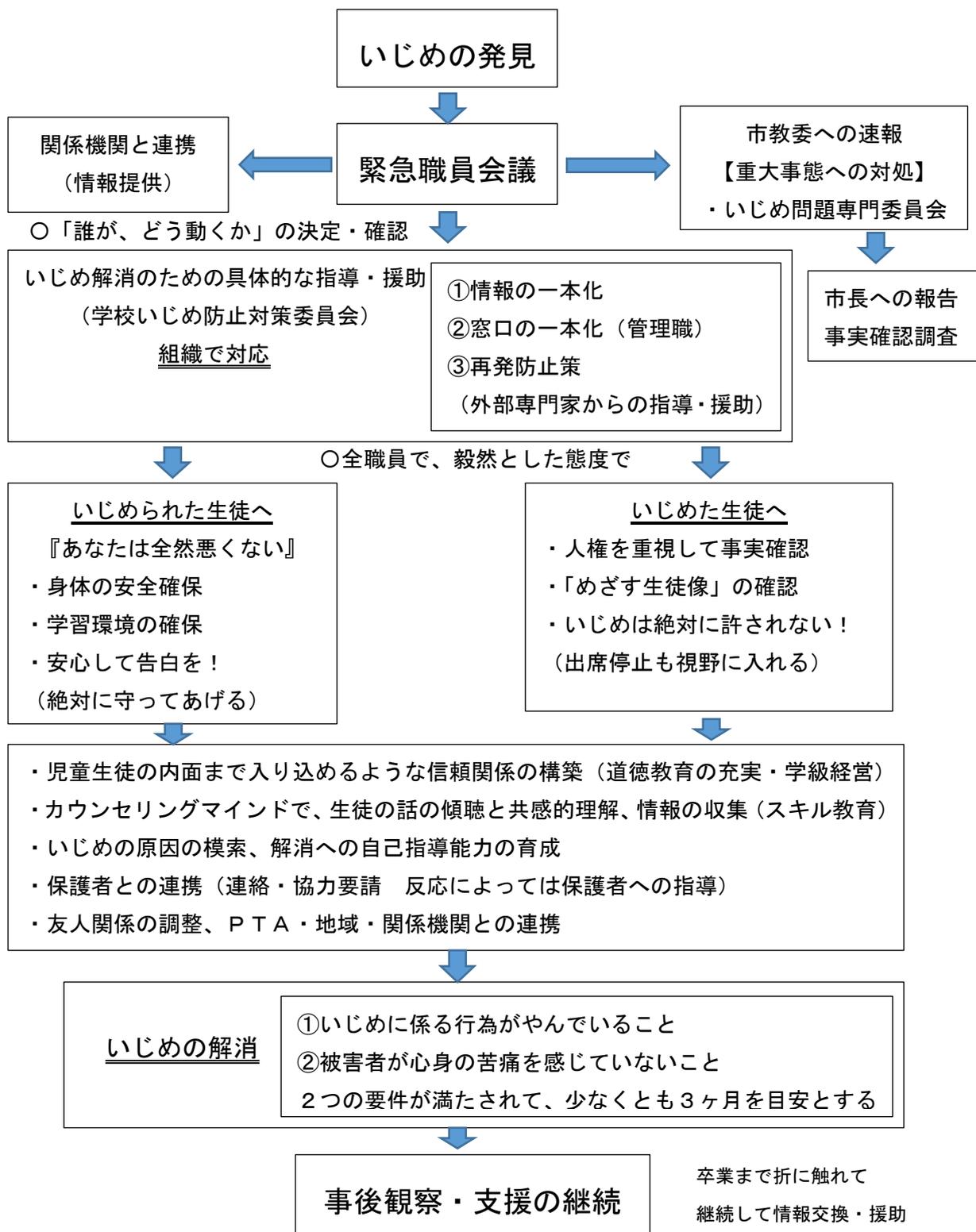
『いじめは人間として絶対に許されない』

『何があっても絶対に死んではいけない』

# 1 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義（H25.6）】

- ① 一定の人的関係にある生徒から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。



いじめ防止対策推進法における「組織」「附属機関」等の関係図

年間を通しての対応



重大事態

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)
- ・相当な期間(目安：年間30日間)学校を欠席することを余技なくされている疑いがあるとき (法第28条第1項第2号)
- ・児童生徒や保護者から上記の事態に至ったと申立てがあったとき (国ガイドライン)

**発 生**  
(報告の流れ)



**事態への対処  
再発防止(調査)**

調査・報告

**子ども・保護者**

調査・報告

**市長が必要と  
認めるとき(再調査)**

**学校調査対策委員会**  
 法第28条第1項  
 (学校内組織、市教委派遣)

又は

**熊谷市いじめ問題専門委員会**  
 法第28条第1項  
 (事務局：学校教育課、弁護士・有識者等で組織)

**熊谷市いじめ問題調査委員会**  
 法第30条2項  
 (事務局：子ども課 弁護士、有識者等で組織)

報告

市長

報告

市議会

## 2 いじめ撲滅宣言

### 熊谷市立吉岡中学校「いじめ撲滅宣言」

#### 【前文】

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか？

私たちは、一人一人がお互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに宣言します。

#### 【いじめているあなたへ】

私たちは、いじめは絶対に許しません。あなたがいじめでいい理由なんてどこにもありません。自分、相手、そして周りの人のためにも、今すぐにやめましょう。そして二度と繰り返さないためにも、いじめている相手にすぐに謝りましょう。

#### 【いじめられているあなたへ】

「負けないで！」あなたは、全然悪くない。我慢しないで、勇気を出して私たち、周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。「告げて(チックって)」いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

#### 【いじめを見ているあなたへ】

いじめをただ見ているあなたも、いじめている人と同じです。いじめを見たり聞いたりしたら、勇気を出して「それはいじめだよ」と口に出し、止めさせましょう。もし、それができなければ、私たち、仲間に、先生や身近な大人に「告げて(チクって)」ください。

#### 【まわりの大人の皆さんへ】

私たちの小さな SOS に気づいてくれていますか？私たちの行動一つ一つに関心を持ってください。そして、いざという時、私たちを守ってください。お願いします。

(平成 26 年 2 月 13 日作成)

この宣言は、市内 16 中学校の代表生徒が集まり、作成したものです。

**STOP!**



※平成30年5月24日(木)に開かれた生徒総会で採決

### 3 いじめ防止対策基本方針

#### 1 いじめの問題に対する基本方針

- ① いじめは絶対に許されないことという強い認識を持つこと
- ② いじめを受けた生徒を全力で守ること
- ③ いじめをした生徒に対し、毅然とした態度で指導すること
- ④ 組織で対応すること
- ⑤ 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること

#### 2 組織

学校いじめ防止対策委員会

##### (1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

##### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ほほえみ相談員、地域教育相談員、(PTA会長)

##### (3) 開催

- ア 生徒支援委員会 (週1回)
- イ 臨時委員会 (必要に応じて)

#### 3 いじめの防止

##### (1) 道徳教育の充実

- 道徳の授業ではねらいを明確にするとともに、考え議論する機会を設定する。
- 教育活動全体を通して、いじめをしない、許さない資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。
- 9月の第1週を「きずな週間」とし、全校集会や命の授業等を行う。

##### (2) 人権教育の充実

- 「ふくしの授業」で、立正大学を訪問して社会福祉について広く学ばせる。また、高齢者訪問では実践意欲を育てる。
- 年2回の人権旬間で人権感覚を養うとともに、いじめや差別を許さない集団づくりを推進する。
- 生徒会活動では「ハッピー愛語 day」に取り組み、思いやりがあり豊かな人間性を備えた生徒を育てる。

#### 4 いじめの早期発見

- (1) 日常の観察
- (2) 生活アンケートの実施 (年5回)
- (3) 生徒支援委員会 (週1回)
- (4) 生活ノートによる把握

## 5 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「生徒指導マニュアル」「いじめ防止基本方針（本紙）」に基づき、対応する。

- 校長 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、緊急職員会議を開催する。
- 教頭 校長を補佐し連絡調整を行い、広報を担当する。
- 教務主任 情報を集約する。
- 担任 事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任 担当する学年の生徒の情報収集と学年職員との情報共有をし、校長に報告する。
- 生徒指導主任 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡調整を図る。
- 教育相談主任 収集した情報に応じて、管理職と教職員とのパイプ役を行う。
- 特別支援教育コーディネーター 背景に発達障害が要因として考えられるか、情報収集を行う。
- 養護教諭 生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒のカウンセリングを行う。
- 地域教育相談員 学校及び校区内の巡回等を通じ、いじめや不登校の問題等に関する状況を把握するとともに、声かけ等を通して、生徒の健全育成のために具体的援助を行う。
- ほほえみ相談員 児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者・地域のパイプ役として、不登校・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に当たる。

## 6 重大事態への対応

- (1) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) 相当な期間（目安：年間30日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- (3) 生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し立てがあったとき

対応

- ① 学校は直ちに教育委員会に報告をする。
- ② 学校は教育委員会の指導のもと、学校いじめ防止対策委員会を設置する。
- ③ 学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校はいじめを受けた生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

## 7 研修

各月に行われる職員会議の中に研修の時間を設け、情報交換及び対策を話し合う機会をつくり、いじめ防止等のための対策に関する教員の資質向上に取り組む。